

小田原市地域福祉計画策定検討委員会 第1回会議録

- 1 日 時 令和8年7月31日（金）午後1時30分から午後4時10分まで
- 2 場 所 小田原市役所3階 議会全員協議会室
- 3 出席委員 11名
関野次男、下田成一、木村秀昭、生方尚子、竹迫篤司、川本桂子、
新保美香、飯山智史、古賀陽子、高橋美智子、加藤信次
- 4 欠席委員 1名 本田耕士
- 5 事務局 市長、福祉健康部長、健康増進担当部長、福祉健康部副部長、
福祉健康部副部長（成人保健担当課長事務取扱）、福祉政策課長、
福祉政策課副課長（福祉政策係長事務取扱）、
福祉政策課副課長（総合支援係長事務取扱）、ケアタウン推進係長、
福祉政策課主査、生活援護課長、高齢介護課長、介護給付・認定担当課長、
障がい福祉課長、健康づくり課長、
子ども若者部副部長（子ども若者支援課長事務取扱）、
地域政策課長、人権・男女共同参画課長、
市社会福祉協議会事務局長
- 6 傍聴者 1名
- 7 次 第
 - 1 開 会
 - 2 委員委嘱
 - 3 市長挨拶
 - 4 委員の自己紹介
 - 5 市職員等の紹介
 - 6 委員長・副委員長の選出
 - 7 諮 問
 - 8 議 事
 - (1) 地域福祉計画策定検討委員会の位置付けと会議の公開について
 - (2) 市町村地域福祉計画について
 - (3) 第5期地域福祉計画の位置付けについて
 - (4) 第5期地域福祉計画の検討に向けて
 - (5) その他
 - 9 閉 会

1 開 会

【福祉健康部長】

ただいまから「小田原市地域福祉計画策定検討委員会」の第1回会議を開催いたします。本委員会の委員長が決定するまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

初めに、本会議の傍聴および報道機関による取材の取り扱いについて、事務局から説明いたします。

【事務局・福祉政策課】

（会議傍聴と取材について、原則公開の旨説明）

（議事に入る前までの報道機関の撮影について、許可を諮る）

【福祉健康部長】

ただいま報道機関による撮影について説明がありましたが、皆様のご意見を伺いたいと存じます。ご質疑等はございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ご質問等もないようですので、事務局の説明のとおりに取り扱うこととしてよろしいでしょうか。（「はい」との声あり）

それでは、本日の会議の議事に入る前までの部分につきまして、報道機関による撮影を許可することといたします。（※ただし当日報道機関なし）

次に、本日の会議資料の確認を行います。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局・福祉政策課】

（配布資料の確認）

2 委員委嘱

【福祉健康部長】（委員の委嘱）

引き続きまして、委員の委嘱を行います。市長が委員の皆様のお席に参りますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。なお、本田委員におかれましては、本日の会議を欠席されておりますので、ご承知おきください。

（順に市長から委嘱状交付）

3 市長挨拶

【福祉健康部長】

加藤市長からご挨拶を申し上げます。

【市長】

（市長挨拶）

4 委員の自己紹介

【福祉健康部長】

次に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。お手元の「資料1（委員名簿）」の順

に、お名前と併せて、ご所属や日頃取り組まれている活動などについて一言添えていただけますと幸いです。それでは、関野委員からお願いいたします。

【各委員】（各委員、順に自己紹介）

5 市職員等の紹介

【福祉健康部長】

次に、市の職員および社会福祉協議会の出席者を紹介いたします。お手元の出席者名簿をご覧ください。

（名簿順に市職員・社会福祉協議会職員の紹介）

6 委員長・副委員長の選出

【福祉健康部長】

次に、本委員会の委員長および副委員長の選出を行います。「資料3-2」の「小田原市地域福祉計画策定検討委員会規則」第4条第1項に、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める」と規定されております。これに基づき、まず委員長の選出についてお諮りいたします。委員の皆様から、委員長の推薦など、ご意見はございますでしょうか。

【木村委員】

新保委員は、前回第4期において委員長を務めておられました。これまでの実績や、大学での専門知識を活かして小田原市のより良い計画づくりを牽引していただくためにも、ぜひ今期も新保委員に委員長として本委員会をリードしていただきたいと考えます。

【福祉健康部長】

ただいま木村委員から、新保委員を委員長に推薦するご発言がございましたが、他の皆様、ご意見はございますでしょうか。（「異議なし」との声あり）特に他にご意見がないようですので、新保委員にお伺いいたします。前期に続き、本委員会の委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

【新保委員】

はい、お引き受けいたします。

【福祉健康部長】

ありがとうございます。それでは続きまして、副委員長の選出についてご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。

【飯山委員】

もし事務局としての案がございましたら、ご提示いただくのがよろしいかと思います。

【福祉健康部長】

ありがとうございます。事務局案の提示について、皆様よろしいでしょうか。（「異議なし」との声あり）ご異議がないようですので、事務局から候補者を提案させていただきます。

【事務局・福祉政策課】

それでは事務局より、副委員長の候補者をご提案させていただきます。地域福祉計画は、

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すものです。この点を踏まえ、本市自治会総連合の会長として、地域住民の生活実態を深く把握され、日々の地域活動に多大なるご尽力をいただいております関野委員が副委員長として適任であると考え、候補者として推薦させていただきます。

【福祉健康部長】

ただいま事務局から関野委員を推薦する提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。（拍手および「異議なし」の声あり）ご異議がないようですので、関野委員にお伺いいたします。本委員会の副委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

【関野委員】

はい、承諾いたします。

【福祉健康部長】

ありがとうございます。それでは、委員長に新保委員、副委員長に関野委員を選出することに決定いたします。新保委員長、関野副委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。両委員におかれましては、恐れ入りますがお席のご移動をお願いいたします。

7 諮 問

【福祉健康部長】

続きまして、本委員会に対する市長からの諮問を行います。委員長および副委員長は、お席の前へご移動をお願いいたします。それでは市長、諮問書の読み上げをお願いいたします。

【市長】

諮問「第5期小田原市地域福祉計画の策定について、本委員会の意見を求めます」

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（諮問書手交、および写真撮影）

【福祉健康部長】

ありがとうございました。委員長、副委員長はお席にお戻りください。なお、加藤市長は別の公務があるため、ここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、それに先立ちまして、委員長と副委員長から就任のご挨拶をいただきます。まず、新保委員長、お願いいたします。

【新保委員長】

（委員長挨拶）

【福祉健康部長】

ありがとうございました。続きまして、関野副委員長、お願いいたします。

【関野副委員長】

（副委員長挨拶）

【福祉健康部長】

ありがとうございました。これからの議事進行は、新保委員長にお願いいたします。

8 議 事

(1) 地域福祉計画策定検討委員会の位置付けと会議の公開について

【新保委員長】

ただいま市長より、第5期小田原市地域福祉計画の策定について諮問を受けましたので、答申の取りまとめに向けて議事を進行いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って「(1)地域福祉計画策定検討委員会の位置付けと会議の公開について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局・福祉政策課】

(資料3-1、資料3-2及び資料4-1により説明)

(会議録については、委員の記名式をとり、公開前に各委員に確認を取る旨を説明)

【新保委員長】

ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見はございますでしょうか。(質問者なし)

特にご意見等はないようですので、本委員会の会議については事務局の説明のとおり、

- ・「全部公開」とすること
- ・傍聴を許可すること
- ・会議資料・会議録をホームページに掲載すること
- ・会議録は記名式とし、公開前に各委員に確認を経ること

以上のように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。(「はい」との声あり)

それでは、そのように取り扱うことといたします。

(2) 市町村地域福祉計画について

【新保委員長】

次に、「(2)市町村地域福祉計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局・福祉政策課】

市町村地域福祉計画の位置付けについて、ご説明します。資料5をご覧ください。

この資料は、市町村地域福祉計画の根拠となる社会福祉法の要点を整理したものです。条文は非常に長く分かりにくいので、要約したのですが、全文は参考資料2として添付しておりますので、必要に応じてご覧ください。

まず、資料5の一番下の第107条をご覧ください。ここでは、市町村は地域福祉の推進に関する事項を総合的に定める「地域福祉計画」の策定に努めるものとされています。計画には、分野横断的な施策や福祉サービス、住民参加、そして「包括的な支援体制の整備」などを盛り込むことが求められています。この「包括的な支援体制の整備」は平成29年の法改正で加えられた考え方で、その内容が第106条の3に定められています。背景には、高齢化や人口減少に加え、介護、障害、子育て、生活困窮など複数の課題を一つの世帯が抱えるケースが増えてきたことがあります。そのため、制度ごとに支援するのではなく、分野を超えて連携する包括的な支援体制を整備する方向へ制度が改められました。さらに、令和2年の改正では、第106条の4に「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは、包括的な支援体制を具体的に実現するための事業で、相談支援、参加支援、地域づくり支援を中心に、

多機関が連携して支援を行う仕組みです。整理しますと、第 106 条の 3 で目指す支援の姿を示し、第 106 条の 4 でその実現手法を定め、第 107 条でそれを地域福祉計画として計画的に推進することを求めている、という構成になっています。

このような法改正を踏まえて、本市の現行の第 4 期地域福祉計画がどのように編成されているかをご覧ください。参考資料 3 をご覧ください。この概要版は、上段が市の地域福祉計画、下段が社会福祉協議会の地域福祉活動計画で構成してあります。行政の取組と、市民や地域団体の主体的な取組が連携するよう、両計画を一体的に策定してきたもので、第 5 期でも同様の形で策定する予定です。1 ページをご覧ください。中央左には、両計画に共通する目的として「地域共生社会の実現をめざす」と掲げています。これは、先ほどご説明した社会福祉法の改正を踏まえた国の基本的な方向性を反映したものです。また、その右側では、本市の総合計画の下に地域福祉計画を位置付け、高齢者、障がい者、こども・子育てなど各分野の計画に共通する理念や方向性を示す計画として整理しています。さらに 2 ページをご覧くださいと、「重層的な支援体制」、「包括的な支援体制」、「社会参加と自立支援」など、法改正を踏まえた基本目標を掲げていることが確認いただけるかと思います。このように、第 4 期計画は近年の社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制の整備を中心に編成したものとなっています。第 5 期計画の策定に当たっても、この法制度の動向については十分に参酌して検討していくことになります。以上で説明を終わります。

【新保委員長】

ありがとうございます。社会福祉法における包括的支援体制の整備や、重層的支援体制整備事業の趣旨、また、それを踏まえた本市の地域福祉計画の位置付けについての説明でした。これらは今後の本委員会における審議の重要な土台となる事項ですが、現時点でご質問やご確認したい点などはございますでしょうか。

【加藤委員】

意見というより確認をさせていただきたいのですが、資料に「市町村地域福祉計画の策定は努力義務である」との記載がありました。つまり法令上、必ず策定しなければならないという義務ではないということですが、小田原市としては、この重要性に鑑み、自主的に責任を持ってしっかりとこの計画を策定・執行していくという認識でよろしいでしょうか。

【事務局・福祉政策課】

加藤委員のご指摘のとおりです。社会福祉法上は「努めるものとする」という努力義務規定となっておりますが、近年における福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、全国のほとんどの都道府県および市町村において策定が進められております。本市においても、法改正の趣旨を深く受け止め、主体的に策定・推進していく方針でございます。

【加藤委員】

理解いたしました。もう 1 点確認ですが、一般的に行政計画を策定した後は、その計画が実際にどれだけ実行され、目標を達成できたかを評価・検証し、改善につなげていくことが重要だと考えます。今年度で終了する現行の第 4 期計画において、そうした進捗状況の評価や達成状況の検証は、本委員会などの場でどのように行われる予定でしょうか。

【事務局・福祉政策課】

第4期計画におきましては、計画の進捗状況を測定するため、いくつかの評価指標（KPI）を設定しております。この5年間の検証および実績、解決すべき課題の整理につきましては、次回の第2回委員会において事務局から報告し、委員の皆様にご審議・ご評価をいただく予定としております。

【加藤委員】

よく分かりました。次回の報告に期待いたします。

【新保委員長】

他にいかがでしょうか。些細な点でも構いませんので、ご遠慮なくご発言ください。（追加質問なし）

(3) 第5期地域福祉計画の位置付けについて

【新保委員長】

次に、「(3)第5期地域福祉計画の位置付けについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局・福祉政策課】

第5期地域福祉計画の位置付けについてご説明します。資料6をご覧ください。まず1行目、小田原市地域福祉計画は、市の最上位計画である総合計画の部門別計画の一つに位置付けるとしてしております。この位置付けについては、先ほどの議題でも触れましたとおり、従来から一貫しているものですが、次の2行目、「ケアタウン構想を統合する計画」という部分については、今回第5期計画に固有の事項になりますので、少しこれまでの経緯を含めて、資料6の図でご説明します。

本市では平成22年度から、「ケアタウン」という、地域福祉の理念を掲げ、第2期、第3期地域福祉計画でも、「市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまち」を目指して、施策を編成し、これを推進してまいりました。参考資料4として、この「ケアタウン」という理念を公表した「ケアタウン構想報告書」の概要版をお配りしておりますので、こちらは追ってご確認いただければと存じます。

その後、第4期計画では、地域共生社会や重層的支援体制など、先ほどの議題で触れました近年の社会福祉法改正の動向を踏まえた取組を中心に計画を編成してまいりました。こうした経緯の中で、本市の理念である「ケアタウン」と、国の方針である「地域共生社会」を背景としつつ、さらにそこに地域福祉計画としての理念と施策を置くという複雑な構造になっていることから、今回策定する第5期計画では、これらを一体的に整理統合していきたいと考えています。

合わせて、参考資料5をご覧ください。これは、現行の総合計画「おだわら協創プラン」の抜粋ですが、この114ページに、「ケアタウンの実現」という項目があります。この「プロジェクト概要」という部分に、これまでのケアタウン構想をベースに、近年の地域共生社会の考え方も参酌した、これからのケアタウンの考え方を記述してあります。そして、その下の「主なアクション」の1つ目には、「地域福祉計画の策定と推進」という項目があり、第5期計画のテーマを「ケアタウンの実現」とすることが定められています。

改めて資料6の図をご覧ください。すでに令和7年度からスタートしている第7次総合計画「おだわら協創プラン」のもと、構想を計画に統合し、右端の令和9年度以降においては、第5期計画によって「ケアタウンの実現」を目指すという形にしたいと考えているものです。

続いて資料7をご覧ください。「ケアタウン」という理念について、より詳しくご説明します。左側は、いまご覧いただいた総合計画に記載している「ケアタウンの実現」の文章です。この文章を5つの部分に分けて、中央には、それぞれに対応する現在の地域福祉の基本的な考え方を示しています。具体的には、

「すべての人が」という部分が、「包摂」、

「見守り、助け合い」の部分が、「つながり」と「支え合い」、

「自分らしさ」は、「尊厳」、

「必要なときには確実に支援を受けること」は、「支援」と「安心」

という考え方に対応しています。さらに右側には、それらの考え方の背景となる主な法制度等を整理しています。この図でお示ししているのは、「ケアタウン」は従来から本市が掲げてきた理念であるとともに、その内容は今日の地域福祉で重視されている考え方とも整合しているということです。したがって、第5期計画では、この「ケアタウンの実現」を計画の理念に据え、その理念を具体的な施策へ展開していくという構成で計画を策定していきたいと考えているものでございます。以上で説明を終わります。

【新保委員長】

ありがとうございました。非常に重要な方向性が示されました。確認の意味で整理いたします。今回の第5期計画は、本市独自の「ケアタウン」という長年培ってきた理念を、社会福祉法改正などの国の制度改正と乖離させることなく、一つの体系に統合するということです。第4期計画が法改正への対応に主眼を置いていたのに対し、第5期計画ではそれを小田原市の実情に落とし込み、「ケアタウン」という理想像を地域でいかに具現化していくかという実践的な施策展開にシフトする、と理解いたしました。また、そこには「包摂」「つながり」「尊厳」「支援」「支え合い」「安心」という、地域福祉において守るべき6つの主要な考え方が整理されているという説明でした。本委員会として、これからの5年間における本市の具体的なアクションプランを審議していく上での、極めて重要な基本姿勢となると考えます。事務局、ここまでの整理・認識に相違はございませんでしょうか。

【事務局・福祉政策課】

ただいま委員長に整理・総括していただきました認識のとおりでございます。

【新保委員長】

ありがとうございます。それでは、第5期地域福祉計画の位置付けおよび枠組みに関して、ご質問やご意見がございましたら、よろしく願いいたします。なお、資料7の理念的な内容についての具体的な議論は、この後の議題(4)「第5期地域福祉計画の検討に向けて」で長めに意見交換の時間を設けますので、ここでは主に資料6の統合の枠組み等について、疑問点があればご確認をお願いいたします。

【加藤委員】

17年前の策定プロセスに少し関わった者として発言させていただきます。平成22年にケ

アタウン構想が公表された際、内容自体は非常に素晴らしいものであると感じておりましたが、その後、私自身が日常の忙しさに紛れ、この構想が地域で実際にどのように進捗し、息づいているのか、関心を持ち続けることができておりませんでした。正直なところ、今回の委員会で、現在でも市の重要な背骨としてケアタウンというビジョンが維持されていることを知り、感銘を受けると同時に、行政としてこれまでこの進捗状況をどのように評価・確認してこられたのかをお聞きしたいです。

【事務局・福祉政策課】

加藤委員のご指摘に回答いたします。平成22年にケアタウン構想を策定して以来、小田原市におきましては一貫して地域福祉計画の基本理念としてこれを引き継いでまいりました。その具体的な実践の場として、本市独自の取り組みである26の連合自治会地区ごとに設置された、地域主体の福祉活動がございます。行政としては、各地区の活動を推進するため、負担金の交付などを通じて支援を継続してまいりました。その結果、現在では26すべての連合地域において、それぞれの地域の課題に応じた、独自のケアタウン推進事業が自主的に運営されるまでに至っております。

【加藤委員】

よく理解できました。私の個人的な意見としても、ケアタウン構想が目指しているものと、地域福祉計画の目的は本質的に同一のものであると考えます。したがって、両者を一体化し、より強力な計画として再構築することは極めて妥当であり、そうすべきであると考えます。

【新保委員長】

ありがとうございます。ケアタウン構想と地域福祉計画を統合し、実質的な施策として展開していく方向性について、ご意見をいただきました。他の委員の皆様、本枠組みについて、ご意見はございますでしょうか。

【木村委員】

資料6および資料7の位置付けと基本理念については、今回の計画における設計図のようなものだと思っております。この全体像が明確でなければ、今後の細かい施策の議論に入ることができません。この大枠を前提として、具体的な内容の検討に進むべきであると考えます。

【新保委員長】

ありがとうございます。事務局、何か補足等ございますでしょうか。

【事務局・福祉政策課】

木村委員、ご意見ありがとうございます。今回お示した理念や考え方は、計画策定における指針となります。具体的な施策や事業を、この理念とどのように結びつけ、体系化していくかにつきましては、次回以降の会議の中で、委員の皆様にご議論をいただきたいと思いますと考えております。

【新保委員長】

ありがとうございました。第5期計画の位置付けについて、考え方が共有できたと思います。これで、議題(3)を終了いたします。

(4) 第5期地域福祉計画の検討に向けて

【新保委員長】

続きまして、「(4)第5期地域福祉計画の検討に向けて」を議題といたします。これから本委員会において検討を深めていくにあたり、まずは第1回目の今回は、委員の皆様が日頃の活動や実務の中で感じておられる小田原市の地域福祉における現状や課題、今後の方向性について自由に意見を出し合い、共有することといたします。議論を整理するため、大きく3つのテーマを設けさせていただきます。

「地域福祉の現状について」

「地域福祉の目指す方向について」

「今後取り組むべきことについて」

まずひとつ目のテーマ「地域福祉の現状について」、皆様の立場から普段感じていることを自由にご発言ください。近年の様々な福祉制度の面からでも結構ですし、地域活動の状況や、あるいは住民の日常生活の変化など、どのような視点でも構いません。挙手をしていただき、順次発言をお願いいたします。

<テーマ1：地域福祉の現状について>

【関野副委員長】

自治会総連合の視点から、現状の課題についてお話しいたします。先ほど木村委員から、自治会総連合、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員協議会などの主要団体が、お互いに連携し活動しているというお話がありました。また、福祉政策課長からはケアタウン活動が各地域でしっかりと動いているとのご説明をいただき、大変嬉しく感じております。小田原市においては、これらの団体がそれぞれ勝手に活動するのではなく、非常に良好な協力体制のもと、月1回程度、代表者が集まる会議を開催し、密接に連携を図っております。これは本市の大きな強みであり、自信を持って誇れる現状です。しかしながら、現状の取り組みが100点満点であるかと言えば、決してそうではありません。最大の懸念事項は、民生委員の担い手不足です。これは全国的な課題ですが、小田原市も同様です。従来は自治会のみが苦勞して担い手を探していましたが、現在は市民部の副部長主導のもと、地区社協や現役の民生委員の方々にもご協力いただき、多角的に次の後任者を推薦・発掘する取り組みを進めており、良い兆候が見られます。こうしたネットワークを、令和9年度からの新しい第5期計画の中でさらに強化し、100点に近づけていきたいと考えております。また、地域における見守り活動についても実態に則した課題があります。例えば、「一人暮らしの高齢者の見守り対象年齢を引き下げるべきではないか」という議論がありますが、一律に対象を広げると、当事者から「自分はまだまだ元気なので見守りは不要だ。80歳まではそっとしておいてほしい」とお叱りを受けるケースもあります。このように、制度設計と個人の意思とのミスマッチも現場における実態です。単独の組織に負担を強いるのではなく、多様な主体が協働して支えていく仕組みが急務であると考えております。

【新保委員長】

関野副委員長、実態に即した貴重なご意見をありがとうございました。続きまして、皆様

いかがでしょうか。下田委員、お願いいたします。

【下田委員】

私は地区社協の立場から、地域活動の現場における現状と懸念をお話いたします。現在、地域ではラジオ体操や、こども食堂などの自主的なコミュニティ活動を行っております。そこに参加してくださる方々については、顔が見え、状況も把握できるので問題ありません。しかし、本当に心配な方、支援の対象とすべき世帯の方々が、こうした地域のコミュニティにどれだけ参加できているかという点、現実には非常に厳しい状況です。様々な事情によって地域に出てこられない方、あるいは地域とのつながりを拒んでいる方々が、地域の中に埋もれてしまっています。こうした方々の状況を把握し、信頼関係を築く上で最も重要な役割を担っているのが、やはり民生委員の方々です。しかしながら、高齢化に伴い、見守りが必要な対象世帯が増加している一方で、民生委員1人あたりの負担は非常に重くなっています。加えて、私の地元の地区におきましても、一部の地域で民生委員の後任が決定せず、欠員が生じている状態が続いております。地域社会の中で孤立し、埋もれてしまっている方々を、どのようにして孤立させず、地域とのつながりの中に巻き込んでいくのか、これは非常に深刻かつ難しい課題であると実感しております。

【新保委員長】

現場の深刻な課題のご指摘、ありがとうございます。続きまして川本委員、お願いいたします。

【川本委員】

子育て支援の現場における変化と現状についてお話いたします。15年前から子育て支援センターの事業に携わっておりますが、近年、発達について不安や心配を抱える親御さんが非常に増加していると感じています。他のお子さんとの成長のスピードの違いなどを気にされるあまり、気軽に支援センターなどの開かれた遊び場に来ることを躊躇したり、避けてしまったりする傾向が見られます。また、就学前教育や保育の現場においても、特別な配慮や支援が必要なこどもの受け入れ先が見つからない、保育園の定員等の理由で預け先がないといった切実な声が多く寄せられています。その他にも、小田原市外から移住してこられた世帯が、身近に親族や知人のネットワークがなく、自治会にも未加入であるため、孤立しやすい状況にあること、以前は親子やおじいちゃん、おばあちゃん世代で賑わっていた広場が、こどもの減少とともに非常に寂しくなっていること、共働き世帯の一般化に伴い、日中に地域活動に参加できる親御さんが減少していること、SNSを通じて育児情報を得る親御さんが増えた結果、インターネット上の情報に依存し、リアルな人とのつながりを敬遠したり、対人関係を難しく感じたりする傾向が見られること、などがあります。こうした要因が重なり合い、地域の支援者が「いつでも来てください」と門戸を開いていても、そこへ自らアクセスすることのできない孤立する親子が潜在化しているのが、現在の子育てを巡る現状であると感じております。

【新保委員長】

ありがとうございました。子育て分野における孤立の実態、非常に考えさせられる内容でした。今、高齢者やこどもを取り巻く現状についてお話が出ましたが、障がい福祉の領域、

あるいは高齢者支援の実務の現場での現状について、竹迫委員、生方委員はいかがでしょう。

【竹迫委員】

障がい福祉の現場における、つながりの現状についてお話しいたします。近年、障がい福祉サービス事業所や相談支援の仕組み自体は増加しており、制度上の対応は進んでいます。しかし、障がいのある方々の日常生活における人的な関わりの範囲が、依然として極めて限定的であることに強い課題を感じております。具体的に申し上げますと、地域の民生委員や自治会の皆様が、近隣で暮らしている障がい者の方と、日常的なコミュニケーションを取れているかという点、ほとんど接点がないのが現状です。障がい者のおられるご家庭は、世間体や周囲への配慮から、どうしても家庭内に「閉じこもって」しまいがちです。そして、そのつながりの先は、週に数回通う障がい福祉サービス事業所の職員など、福祉関係者だけに限定されてしまいます。障がいのある方々が、真に住み慣れた地域で共に生きるためには、この限定的なつながりの線を、地域社会に向けて多角的に増やしていく必要があります。地域住民がお互いの顔や状況を知ること、適切なコミュニケーションや配慮が生まれます。逆に、実態を知らないことが、地域における先入観や、偏見、不安、敬遠に直結してしまいます。障がいのある方々を孤立させることなく、地域社会の対等な一員として結びつけていくことが、障がい福祉分野において現在も続く最も大きな課題であると認識しております。

【新保委員長】

貴重な視点をありがとうございます。生方委員、地域包括支援センターの立場からは高齢者の現状はいかがでしょう。

【生方委員】

地域包括支援センターの実務から見る高齢者世帯の現状をお伝えします。以前は、親・子・孫の三世代が同居する世帯が比較的多くみられましたが、現在は単身高齢者や、高齢の夫婦のみの世帯が著しく増加していることを実感しております。さらに、ここ数年で急増している事例として、世帯内の複合課題がございます。高齢の親と同居しているこどもがいるものの、そのこども自身が精神・身体の障がいや引きこもり、病気を患っているために、親の介護等のキーパーソンとして機能しないケースです。この場合、心身の弱った80代や90代の高齢の親が、一家の稼ぎ手やケアの中心として家族を無理に支えているという、極めて限界に近い世帯が多々見受けられます。また、ご家族がいる場合であっても、長年の人間関係の不和から完全に疎遠となっており、有事の際にも一切の連絡がつかないケースが目立ちます。その一方で、親族への心理的な負担を懸念し、「絶対に迷惑をかけたくない」と支援を頑なに拒否される方もおられます。このような状況下において、従来であれば同居家族や親族が担っていた入院・入所の契約手続きや各種行政サービスの申請・調整といった、いわゆるシャドウワークを、家族に代わって我々地域包括支援センターの職員やケアマネージャーが代行せざるを得ない機会が急増しており、専門職の業務負担が極めて重くなっているのも現状です。

【新保委員長】

ありがとうございました。世帯の複合的な課題、そして親族関係の希薄化が実務の負担を

増やしているという実態について、大変リアルなお話をいただきました。それでは木村委員、お願いいたします。

【木村委員】

これまでの様々な分野の現状や課題を聞きながら、強く感じるがあります。私たちはここで各分野の専門的な課題を個別に聞いていますが、これらの課題を地域で解決するためには、各分野の専門職や地域リーダーが、分野の垣根を超えて日常的に話し合える機会が、圧倒的に不足しているのではないかという点です。分野ごとにそれぞれが個別に活動しては、せっかくの素晴らしい知見や熱意が、その専門分野のコミュニティの中だけで閉じてしまいます。例えば、地域包括支援センターの専門職と、支援学校の先生、あるいはこども食堂の運営者が一堂に会し、情報交換をしたり、顔の見える関係を構築したりする場が定常的に存在しなければ、地域包括ケアや包括的支援体制の構築は絵に描いた餅になってしまいます。せっかく地域福祉計画を策定するのですから、計画推進の仕組みとして、例えば、半年に1回、地域のすべての福祉関係者が領域を超えて一同に会し、地域の近況を本音で話し合える場を、行政主導でしっかりと構築・維持していただきたいと考えます。こうした継続的なつながりをつくることこそが、本計画を真に活かすために最も重要ではないでしょうか。

【新保委員長】

木村委員、極めて重要なご指摘をありがとうございます。多様な専門職や地域住民が日常的に顔の見える関係を構築し、分野横断的に連携するための仕組みづくりが不可欠であるという、現状に対する大きな提言をいただきました。それでは、全員の委員の皆様から現状についてご意見をいただきたいと存じますので、飯山委員、お願いいたします。

【飯山委員】

私は現在、小田原市の最前線で直接福祉業務に携わっているわけではありませんので、より大局的な精神福祉・精神障がいを巡る歴史と現状という観点から、お話をさせていただきます。地域福祉や従来の障がい者福祉において、精神障がいの分野は、歴史的に制度設計や地域移行の支援が最も遅れ、置き去りにされがちであった領域です。日本にはかつて、精神障がい者を社会から隔離し、病院等に長期入院させて閉じ込めるという暗い歴史がありました。その結果、現在でも人口10万人当たりの精神科病床数が国際的に突出して多く、平均在院日数も諸外国と比較して著しく長いなど、入院医療への依存度が高く、国際的に見ても極めて特徴的な状況が続いております。近年、精神保健福祉法の改正や診療報酬の改定に伴い、長期入院を是正し、精神障がいのある方々が退院して、住み慣れた地域で共同生活を送る地域移行のための国の動きが本格化しております。しかしながら、医療体制の改革が進む一方で、受け皿となる地域社会における準備や体制は依然として著しく不足しております。それは、グループホームや就労継続支援といった物理的なハード面の不足だけでなく、地域住民の間に存在するスティグマや心理的な壁というソフト面の課題でもあります。これから小田原市がケアタウンとして誰もが安心して暮らせる地域を目指すにあたり、精神障がいのある方々が地域社会の中で自然に、かつ差別されることなく共に暮らせるよう、この分野が計画において決して取り残されることがないように注視していく必要があると考えております。

【新保委員長】

専門的な観点からの歴史的背景、ならびに地域移行における本質的な課題のご指摘、ありがとうございました。続きまして古賀委員、お願いいたします。

【古賀委員】

教育・特別支援教育の現場の視点から、最近の変化と現状をお伝えいたします。小田原支援学校におきましても、地域共生社会の実現という極めて大きなゴールに向け、学校として地域にどのような貢献ができるかを日々検討しております。近年、好ましい変化として感じていますのは、インクルーシブという概念が、地域の教育現場や行政、住民の間に少しずつですが着実に浸透し始めているという点です。以前であれば、「インクルーシブとは何か、具体的にどうすればよいのか」という初期の議論に多くの時間を割いておりましたが、現在ではそれを前提とし、実際にこの地域で、どのような具体的な取り組みを実践できるかという具体的な議論に入っていることに大変感銘を受けております。本校では現在、インクルーシブ教育の推進として、出前授業や、学習支援活動を行っております。小学校や中学校の先生方に対し、通常学級でも実践しやすいユニバーサルデザインを取り入れた授業計画などを提供し、共同で授業づくりを行っています。小田原市内のいくつかの小学校におきましては、当初は1クラスだけ試験的に導入したい、という形でスタートしたものが、今年度には学校が主体となり、1年生から6年生までの全学年において、インクルーシブを体験する授業が年間を通じて実施されるまでに発展いたしました。このように、多様性を認め合う土壌が育まれていることは、将来、市が目指す「みんなで支え合い、誰もが生き生きと認め合って安心して生活できるまち」の実現において、非常に重要な種まきになっていると確信しております。

【新保委員長】

非常に心強く、未来への希望が持てる教育現場の実践についてご紹介いただき、ありがとうございました。続きまして高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】

私は地域での具体的な活動の実態をお伝えいたします。現在、地区において月1回のペースで「ふれあいサロン」を企画・運営しております。近隣にお住まいの方々、特に外出の機会が少ない高齢者を対象にチラシを配布し、公民館などの身近な場所で、バイオリンやお琴、尺八といった珍しい楽器の生演奏を気軽に聴けるミニコンサートや、健康体操などを実施しております。このサロン活動には、地域包括支援センターの専門職の方々も顔を出してくださっており、大変心強く思っております。しかし課題としては、このサロン活動と地域包括支援センターや各種福祉制度の情報提供の場として十分に機能しきれていない点です。例えば、サロンの場を活用して、地域包括支援センターが高齢期における健康維持や介護予防の情報を広報したり、ミニ講話を実施したりするような、もう一步進んだ連携や仕掛けができるのではないかと感じております。また、先ほど他の委員の方からもお話がありましたとおり、現在サロンに参加してくださっている方々は、自力で会場までお越しいただける比較のお元気な高齢者が中心です。会場までもお越しになれない、孤立している、本当は支援が必要な方々に対して、私たちのボランティアの力だけではアプローチできていないという現実

がございます。さらに、地域を担うボランティア自身の課題として、自治会の役職などを引き受けた際、「役職の仕事として自動的に福祉の担い手としての仕事が付いてきてしまった」という受動的な理由で活動している方も少なくありません。もちろん、それで活動が維持できている側面もありますが、持続可能性の面では課題が残ります。その一方で、近年ではフードバンクのボランティア仕分け活動のように、与えられた役割ではなく完全に自発的な意志で立ち上がり、活動されている取り組みや、地域の商店が自発的に「こども食堂」を立ち上げる事例なども目にしております。こうした、義務感からではない「自発的な草の根の活動」をいかに掘り起こし、繋げていくかが重要であると感じております。

【新保委員長】

高橋委員、ありがとうございました。サロン活動におけるアウトリーチの難しさや、ボランティアの意識改革、そして新しい自発的な芽の台頭について、大変示唆に富むお話をいただきました。それでは加藤委員、地域住民としての視点から現状についていかがでしょうか。

【加藤委員】

地域住民の一人としての気づきと懸念についてお話しいたします。まず課題の捉え方ですが、私たちは行政計画を策定する際、どうしても「高齢者」「障がい者」「生活困窮者」といった属性で分類し、制度別に見てしまいがちです。しかし、本来は障がいのある方の中にも多様な個々の状況があり、高齢者や若者であっても一人ひとりの生活課題は異なります。先日、テレビ番組で属性ではなく、一人の個人としてその人を見る重要性が説かれており、深く共感いたしました。本計画においても、そうした人間中心の個別対応の視点が根底に流れるべきだと考えます。もう1点は、地域における福祉資源の見えにくさです。現在、私の暮らす地域の身近な生活範囲において、数多くの福祉事業所、就労継続支援B型事業所などが非常に多く稼働していることに気づきました。私の近所にあるスーパーのすぐ隣でメダカの飼育・販売店がオープンし、当初は「このようなビジネスが成り立つのだろうか」と不思議に思っておりましたが、半年後にそれが就労継続支援B型事業所として、障がいのある方々の働く場であることを知りました。さらに、道を隔てた向かい側にも別のB型事業所があり、その上階では児童発達支援や放課後等デイサービスが運営されていました。隣の地区でも、カレーショップの上の階で、障がいのある方々がキノコ栽培などの就労支援に携わっていることを知りました。これらは、障がいのある方々の働く場が地域に増加しているという点で非常に好ましいことですが、一方で、一般の地域住民にはその実態がほとんど周知されておらず、見えない存在になっています。せっかく地域の中に存在しているのですから、住民側もしっかりとその存在を知り、何らかの緩やかな交流や理解を深める機会があれば、お互いの壁が低くなるのではないかと感じております。最後に、自治会の組長を引き受けた経験から、地域コミュニティの機能低下についてお話しします。私の周囲も高齢者世帯ばかりとなっており、自治会の維持が厳しくなっております。この状況で大規模災害が発生した場合、現在の防災体制では共助による避難支援や安否確認は不可能に近いのではないかと強い危機感を抱いております。会社生活からリタイアして地域に戻った際、地域コミュニティの中へのアプローチや、横のつながりを構築することの難しさを身を以て実感しております。このように、人とのつながりが希薄化し、孤立化が進行している状況は、災害時のリスクも含め、極めて

深刻な地域課題であると考えております。

【新保委員長】

ありがとうございました。皆様から小田原市の地域福祉における極めてリアルで本質的な現状と課題を共有していただきました。お話をお伺いする中で、

- ・民生委員やボランティアをはじめとする担い手の深刻な不足と持続可能性の課題
- ・社会的孤立や孤独問題の深刻化、特に、困りごとを抱えながらも自ら声を上げられない世帯のアウトリーチの重要性
- ・世帯の単身化、家族関係の希薄化による頼れる身寄りがない高齢者の急増
- ・障がい者や子育てを巡る、地域からの分断や孤立の問題、それらを解決するためのインクルーシブ教育や、領域を超えた顔の見える関係構築の必要性
- ・福祉事業所の地域資源としての見えにくさと、防災面における地域コミュニティの脆弱性といった、現代社会が抱える構造的な課題が、まさにここ小田原市においても顕著に表れていることが浮き彫りになりました。これらはまさに、国が「包括的・重層的支援体制の構築」を要請している背景そのものであり、本検討委員会においてしっかりと解決の方向性を見出さなければならないテーマです。

<テーマ2：地域福祉の目指す方向について>

【新保委員長】

それでは、これらの現状と課題を踏まえ、次のセッションである「地域福祉の目指す方向について」に議論を進めたいと存じます。先ほど事務局から説明がありました資料7には、ケアタウンの実現に向けた6つの基本概念「包摂、つながり、尊厳、支援、支え合い、安心」が示されています。皆様の日頃の思いや活動と照らし合わせ、これから小田原市がどのような地域福祉環境を実現すべきか、どのようなまちを目指していくべきか、これらのキーワードと絡めながら、ご意見をお願いいたします。

【飯山委員】

私は先ほど精神福祉の観点から少し硬いお話をさせていただきましたが、今度はもう少し若い世代の視点から、目指すべき方向性について発言させていただきます。まず、小田原市が平成22年という非常に早い段階から、この「ケア」という概念を軸にした「ケアタウン」という素晴らしい理念を掲げてきたことは、先見の明があり、学術的な観点から見ても大変感銘を受けております。近年、「ケア」に対する重要性が社会全体で急速に再評価され、市民権を得るようになってきました。しかしながら、現状においては、この「ケアタウン」という言葉や理念が、まだ、医療や福祉の専門家、あるいは福祉活動に深く携わっている当事者だけのものに留まってしまっているように感じます。一般の住民、特に福祉に直接関わりのない人々や現役で働く現役世代、若者にとっては、どこか自分たちとは無関係な、行政の遠いスローガンとして捉えられている傾向があります。したがって、第5期計画が目指すべき方向性の第一歩は、ケアタウンという理念を専門家のものから、市民全員の「自分事」へと拡張し、民主化していくことであると考えます。資料7にある「誰も取り残さない」や「支え合い」を具現化するためには、福祉の専門職やボランティアだけに頼るのではなく、多様な

市民、特にこれまで接点が薄かった「若者や現役世代」が日常的に参画できる仕掛けが不可欠です。それは、特別な義務感からではなく、自分たちの暮らしの豊かさに直結する自発的な関わりであるべきです。幸いなことに、小田原市は現在、首都圏からの移住者が増加しており、若い子育て世代や、私の友人のように東京で福祉に携わりながら小田原に住まいを移す若者も増えています。そうした新しい市民が、住まいのある小田原で「何か面白いこと、地域のための活動に少し参加してみよう」と思えるような、開かれた風通しの良い地域にすることが重要です。福祉の領域だけではない、多様な住民が共感できる「ケアの思想」としてケアタウンを広く発信し、誰もが自然に社会参画できる包摂的なコミュニティの構築こそが、本市が目指すべき理想的な地域社会の姿であると考えます。

【新保委員長】

飯山委員、非常に素晴らしい視点をありがとうございます。「ケアタウンの民主化」と、若者や移住者などの新しい力を取り込むための風通しの良い地域の構築、大変共感いたしました。続きまして加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】

今の飯山委員の「ケアタウンを専門家だけでなく、市民全員のものにする」というお話に、非常に深く共感いたしました。プロフェッショナルな専門資格を持つ人間によるケアはもちろん基盤として不可欠ですが、一般の市民が、日々の暮らしの延長線上において思いやりのあるケアを実践し、それらが重なり合うことで、まち全体が温かく包まれていくような方向性が、本来のケアタウンの目指すべき理想像だと考えます。その具体的な第一歩として、私が目指すべきだと考えるのは、地域における多様な人々の居場所・空間づくりです。現在、退職して地域に戻った際、毎日朝の連続テレビ小説を視聴しているのですが、そこには甘味処などに人々が自然に集まり、何気なくお互いの近況を語り合い、支え合う古き良きコミュニティの風景が描かれており、非常に素晴らしい人間関係だと感じております。現代社会において、それをそのまま再現することは難しいかもしれませんが、地域の中にふらっと立ち寄れば、誰かしら馴染みの人がいて、お茶を飲みながら他愛のない話ができる居場所が複数存在することが、地域における孤立を防ぐ最大のセーフティネットになると考えます。かつて、地域福祉の先進地視察として、行政の皆様と共に富山県の富山型デイサービスを見学させていただいた経験がございます。そこは、デイサービスという医療的なプログラムを提供する施設というよりも、古民家のような建物の中に、赤ちゃんから、お年寄り、障がいのある方までが仕切りなく集まり、それぞれがただおやつを食べたり、遊んだり、横になって眠ったりしているという、非常に温かく自由な日常の空間が広がっておりました。このような、あらゆる世代や属性の人が自然に同居し、緩やかにつながり合える居場所が、市内各地域に存在し、そこに専門職の適切な支援と、ボランティアの自発的な関わりが組み合わせる。そうした風景が実現することこそが、ケアタウンの目指すべき一つの到達点ではないでしょうか。

【新保委員長】

ありがとうございました。富山型デイサービスの実例を交えた世代や属性を超えた居場所・空間づくりの重要性、まさに共生社会の理想像をご提示いただきました。それでは生方委員、

お願いいたします。

【生方委員】

私は資料7に示されている「支援」の領域である「困ったときに支援につながる社会」について、地域包括支援センターの実務の視点から目指すべき方向性をお話します。日々、地域の民生委員の皆様が心配な世帯をいち早く見つけ出し、私たち地域包括支援センターに繋いでくださることは大変心強く、感謝しております。本日も、「独居の90代男性が足腰が弱り、頼れる親族もおらず心配なので相談に乗ってほしい」とのご連絡を民生委員からいただき、信頼関係構築のために民生委員立ち会いのもとで初回訪問を行う調整をいたしました。このように、困りごとが深刻化する前に「速やかに専門的な支援に繋ぐ仕組み」は極めて重要です。しかしながら、私たちはさらに一歩進んで、困る前に、事前に適切な福祉情報や窓口の存在を知っておける社会を目指すべきではないかと考えます。実は、地域包括支援センターという組織自体、介護や日常生活の危機に直面したことがない現役世代や働き盛りの40代・50代の方々にとっては、その存在すら全く知られていないのが実態です。以前、ある企業研修において、「親が突然倒れたときの介護準備」というテーマで地域包括支援センターの役割や相談のフローについて講話を行う機会をいただきました。受講された働き盛りの方々から、「今まで地域包括支援センターという場所を知らなかったが、事前に相談先や想定される事態を知っておくことができ、非常に精神的な安心感に繋がった」という感想を多くいただきました。危機に直面してから慌てて探すのではなく、人生の節目や日常の動線において、「地域包括支援センターや相談支援センターといった場所がある」という安心感を誰もが持っている社会。このような情報へのアクセスのしやすさと安心感の構築も必要であると考えます。

【新保委員長】

生方委員、ありがとうございました。事後的な支援だけでなく、困る前の安心感・情報の事前普及という予防的な福祉の重要性、大変実務に根差した説得力のあるご意見でした。それでは川本委員、お願いいたします。

【川本委員】

子育て支援センターにおいて、近年、医療的ケアが必要なお子さんを持つ保護者の団体と連携し、支援センターの開かれたスペースで一緒に遊ばせる取り組みを行いました。その際、生後5か月のお子さんを持つ母親から、お子さんの足に先天的な障がいがあって生まれてきたため、多くの保育園に問い合わせたものの、すべて受け入れを断られてしまい、絶望的な孤独を感じていたという切実な声をお聞きました。現在、教育や保育の現場でもインクルーシブ教育が進められていますが、当事者の親御さんにとっては、「一般の子育て支援センターに行くと、障がいのない健常なこどもたちの姿を見るのが心理的に辛く、敷居が高い」という複雑な葛藤や壁が存在しているのも事実です。資料7に示されている「尊厳」という言葉は、このように、生まれて間もないこどもであっても、またどのような障がいがあっても、地域社会の中で一人の人間として等しく尊ばれ、受け入れられることを意味しているはずです。私たちが目指すべき地域福祉の方向性は、誰もが特別な区別をされることなく、一人の人間としての尊厳を守られ、お互いの多様性を自然に受け入れ合える関係性が、こどもの最

初の成長段階から当たり前の環境として地域に存在している社会であると考えます。この「尊厳」と「つながり」の考え方が計画の根底にあるといいと思います。

【新保委員長】

ありがとうございました。乳幼児期からの多様性の受容と「尊厳」を保障する社会づくり、大変貴重なご指摘でした。皆様のご意見を通じて、第5期計画が目指すべき「地域福祉の方向性」として、

- ・「ケアタウン」という理念を専門家から市民全体の「自分事」へと広く発信し、若者や移住者などの多様な市民の参画を促すこと
- ・世代や福祉分野の垣根を取り払い、地域の中で自然に同居しお互いの顔が見える、緩やかな「居場所・空間」を市内各所に創出すること
- ・危機が顕在化してからアプローチするだけでなく、事前に相談窓口や制度を知っておくことで、誰もが日常から「安心」を感じられる予防的な支援体制を構築すること
- ・どのような障がいや生きづらさを抱えていても、一人の人間として乳幼児期からその「尊厳」が尊重され、ありのままを受け入れられるインクルーシブな社会風土を醸成することという、大変豊かで具体的なビジョンが共有できました。

<テーマ3：今後取り組むべきことについて>

【新保委員長】

それでは、これまでの「現状と課題」、そして「目指すべき方向性」をベースにいたしまして、最後のセッションである「今後取り組むべきことについて」に議論を移します。この5年間の計画期間中に、具体的にどのような事業、仕組み、活動を推進すべきか、具体的なアイデアや、市へのご要望などがございましたら、ご提示をお願いいたします。

【関野副委員長】

自治会の現場で実践している具体的な取り組み事例と、今後の提案についてお話しします。私が自治会長に就任した平成21年当時、地域コミュニティの基盤を守るため、当時のこども会の会長に「こども会だけは絶対に存続させてほしい」と約束いたしました。その理由は、こども会の役員を経験された父親世代が、その後地域の青年会や神輿の担い手になり、母親世代がその後ボランティアや福祉の活動を担うという、地域活動における重要な循環、人材育成の下地がこども会にあったからです。こども会が消滅することは、最終的に自治会や地域の支え合い体制の崩壊に直結するという強い危機感を持っておりました。現在、私の所属する中学校区におきましては、かつて16あったこども会が、現在は少子化の影響などから2つにまで激減しております。そのうちの1つが青空子ども会です。かつて120人のこどもがいた団地においても、現在は3人に減少し、地域が分散しているため加入も進まないという極めて厳しい現状があります。それでも、私たちは工夫を凝らし、現在約40名のこどもたちが加入して活動を続けております。また、ある地区の婦人会から「活動内容が盆踊りの練習だけになってしまい、他の福祉的な活動が困難なため、婦人会を解散したい」という相談を受けたことがありました。その際、私は「婦人会という従来の名称をやめて、気軽に活動できる『レクリエーション部』に組織変更してはどうか」と提案いたしました。現在、その組織

はレクリエーション部として、毎年非常に盛大に盆踊りを開催し、地域のコミュニティ機能を維持・活性化させております。このように、時代に合わなくなった組織の名称や形態を、柔軟に変革していくことが持続可能性には極めて有効です。

地域福祉の活性化と住民の健康増進のために、現在実際に効果を上げている2つの実践例をご紹介します。1つはラジオ体操活動、もう1つはふれあいサロンです。これらは参加する面白さや結果が出る楽しさが継続に繋がっていると思います。これらを行政の施策や補助制度を通じて支援していくことが重要です。

【新保委員長】

関野副委員長、ご自身の貴重な長年の実践に基づく、多世代交流やボランティアを持続させるための具体的なアイデア、大変勉強になりました。続きまして、下田委員いかがでしょうか。

【下田委員】

委員長から促されましたので、私の気づきをお話いたします。現在、民生委員と地域包括支援センターの連携が、非常に大きな役割を果たしていると感じる点です。かつて、地域包括支援センターが設置される以前は、民生委員に就任したばかりの新しい方々は、困難な事例を発見しても、役所のどの窓口で相談すればよいのかが分からず、窓口で「その課題は当課の管轄ではありません」と断られるなど、大変な負担と苦勞を抱えておられました。しかしながら、地域包括支援センターが設置されたことで、地域の福祉に関する困りごとは、まず包括に相談すれば、そこから行政や医療、多機関への確に繋いでもらえるという、相談・中継ルートが確立されました。これは、民生委員の負担を著しく軽減しただけでなく、間接的にサービスを受ける地域住民の多大な安心感につながっています。今後の取り組むべき方向性として、この地域包括支援センターを中核とした各団体のネットワークをより強固にし、各団体がバラバラに行っている活動を、統合・整理より効率的に機能させていくためのプラットフォームの構築を進めるべきであると考えます。

【新保委員長】

地域包括支援センターをネットワークの中核として機能させることの有効性、大変重要なお指摘でした。ありがとうございます。それでは竹迫委員、お願いいたします。

【竹迫委員】

障がいのある方々が、地域の中で自然に暮らすための具体的なアプローチについてお話しさせていただきます。小田原市では様々なイベントやお祭りが多数開催されています。障がいのある方々に「休日にどこに行きたいですか」と尋ねると、障がい者向けの特別なイベントではなく、一般の市民の皆様と同様に、魅力的なお祭りや、賑やかなイベントに行きたいとお答えになります。したがって、障がいのある方向けの隔離された特別な場を作るのではなく、一般の市民が楽しむイベントにおいて、障がいのある方々が自然に、かつ快適に参加・協働できる「仕掛け」をはじめから組み込んでおくことを推進すべきです。例えば、イベントの事前準備や会場の設営作業において、障がいのある方々が少しでも参画できる役割を組み込んでおき、イベントの当日には一般の市民がその姿に自然に触れられるようにします。これにより、障がいのある方々自身も「自分がこのイベントと一緒に作った」という誇りと

楽しみが生まれ、市民側もごく自然に多様な人々と触れ合うことができます。このように、市の観光、文化、地域振興イベントといった非福祉分野の事業に福祉的な視点を仕掛けとして組み込むという、行政の横断的な仕組みづくりを進めていくべきだと考えます。

【新保委員長】

非常に重要なお提案をありがとうございます。福祉の枠組みを超え、市の一般事業の中に仕掛けを組み込んでいくというアプローチ、ぜひ取り組むべき課題であると考えます。それでは加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】

竹迫委員のご提案に、大変賛同いたします。障がいのある方々や生きづらさを抱える方々のための専用施設を切り離してつくるのではなく、市民が日常的に利用する公共施設や、商業施設などにおいて、誰もが自然に交じり合い、利用できる環境を整えるべきです。そしてそこには、専門職だけでなく、適切なサポートができる市民ボランティアが緩やかに配置され、見守りや手助けができるシステムをつくることができれば、特別な訓練がなくても、日々の暮らしの中で自然な支え合いが機能すると思います。この点において、先日も目にしました市役所ロビーでの障がい者支援事業所による販売の取り組みは素晴らしい実践例だと思います。また、ほかの公共施設の近くにある美味しいパン屋さんも、後から就労継続支援B型事業所であることを知り、そのクオリティの高さに驚きました。このような一般の美味しい商品やサービスを提供する事業所を市役所や公共の場に積極的に出店させるなど、障がいのある方々が働く生産者として、市民と直接対面して触れ合える場所を創出、支援することを、ぜひ行政事業として積極的に推進していただきたいと要望いたします。

【新保委員長】

加藤委員、具体的な要望も含めて、パンの出張販売など働く場を通じた触れ合える場の創出の重要性、大変有意義なお提案をありがとうございました。 それでは高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】

福祉の土台として、地域住民が世代を超えて顔見知りになることの重要性、そしてその具体的な仕組みについて、私の経験した事例をお話しします。だいぶ以前になりますが、地域の体育祭において深刻な人員不足が発生した際、地元の中学校に呼びかけ、中学生のボランティアを募ったことがございました。その結果、多数の中学生が参加してくれたのですが、彼らの若い力が非常に頼もしく、何よりも中学生たち自身が非常に生き生きと活躍してくれました。地域活動に中学生・高校生という若い世代がボランティアとして入り込むことで、非常に活発な多世代交流が生まれ、その取り組みは現在も続いております。例えば、地域の敬老会や高齢者サロンの運営サポートに中学生がボランティアとして参加する、あるいは日常的な地域のイベントで中学生と高齢者が出会うといった機会を意図的に創出することで、核家族化が進んでお年寄りと接する機会が少ない子どもたちにとっても、非常に重要な人間形成の場となります。直接的な介護や専門支援の枠組みにとらわれず、将来の地域福祉の担い手を育てるための土台づくりとして、小中学校の教育課程や部活動、ボランティア活動と、地域の福祉活動・イベントを組織的にマッチングさせる仕組みを、教育委員会と福祉健康部

が連携してしっかりと構築すべきであると考えます。

【新保委員長】

高橋委員、ありがとうございました。中高生の若い力を引き出し、多世代交流の土台をつくるための教育と福祉の組織的連携のご提案、まさに今後の地域社会において不可欠な視点です。それでは飯山委員、お願いいたします。

【飯山委員】

関野副委員長、非常に嬉しいお話をありがとうございます。実は、私自身がこどもの頃、まさにその青空子ども会のメンバーでした。夏休みのラジオ体操や地区の球技大会、練習後のアイスの配布など、今でも人生の非常に楽しい思い出として心に残っております。また、私の祖父も、生前は長年、民生委員を務めておりました。幼少期より、祖父から民生委員の活動の大変さや、地域の人々を支えることのやりがい、つながる喜びについての話を日常的に聞いて育ちました。私が現在、このように大学で医療や福祉の研究・教育に携わり、この検討委員会に参加させていただいている根底には、幼少期に青空子ども会や祖父の姿を通じて培われた地域とのつながる喜びという原体験があります。少子化に伴い子ども会が激減している現状には寂しさを覚えますが、今もなお熱意を持って活動を守り続けておられる皆様に心からの敬意を表しますとともに、かつての素晴らしい伝統を守りつつも、現代のニーズに合わせた新しい多世代交流の形を計画に盛り込んでいきたいと強く思いました。

この地域福祉計画の検討を進める上で、私が今後取り組むべきこととして最も重視しているのは、困難を抱えている当事者のニーズや、新しい福祉的課題を、計画の中に適切な言葉として明確に記載し、公認することです。福祉の現場において、当事者の苦しみを表す言葉が存在しない、あるいは社会的に知られていないことによって、誰にも気づかれずに取り残されてしまうケースが多々あります。先ほど川本委員が医療的ケア児についてお話しされましたが、この言葉が広く社会に認知されるまでは、人工呼吸器や経管栄養が必要な子どもとその家庭が、どれほど在宅での過酷な孤立を強いられていたか、そのニーズが公的に理解されることはありませんでした。第5期計画においては、このように現在顕在化しつつある新しい課題を曖昧に処理せず、計画書の中に一人の当事者の姿が見えるように「明確に書き込むこと」が極めて重要です。計画に明記されて初めて、具体的な予算が付き、行政の専門的な支援事業が立ち上がり、地域の自発的な活動に対する公的支援が実施されます。取りこぼされ、見逃されてしまいがちな当事者一人ひとりのニーズを、この計画の中に丁寧に救い上げ、具体的な記述として残していくことが重要であると考えます。

【新保委員長】

飯山委員、ご自身の青空子ども会や民生委員のお祖父様を巡る感動的な原体験、そして計画に明記し、当事者のニーズに予算や事業を実現化することの重要性について、極めて本質的なご提言をいただきました。心から感謝いたします。それでは古賀委員、お願いいたします。

【古賀委員】

特別支援教育の現場で常に議論になるのは、障がい者と健常者、あるいは特別支援学校と地域の小中学校といった存在が、社会の様々な場面において分断化されてしまっているとい

う現状です。イベントや活動を企画する際、どうしても「障がい者向けのイベント」「健常者向けの地域活動」と分けて考えてしまいがちですが、これからは、教育現場における共同学習の充実と同様に、地域活動や日常のイベントにおいても、最初から誰もが同じ場に一堂に会し、分断されずに自然に共に過ごすことが当たり前となることを徹底していくべきです。そうした「当たり前の同居」を市全体のカルチャーとして推進していくための、制度的な後押しや環境整備に、本計画を通じて取り組むべきだと考えます。

【新保委員長】

古賀委員、ありがとうございました。最初から分断しない「当たり前の同居」を前提とした地域社会づくり、本計画が目指すべき最も尊い方向性の一つであると確信いたします。木村委員、追加のご意見等はございますでしょうか。

【木村委員】

委員の皆様から、極めて具体的かつ素晴らしい提案が数多く出されました。これ以上の付け足しはございません。皆様のご意見をしっかりと集約して計画に反映させていただきたいと思います。

【新保委員長】

ありがとうございます。最後に、加藤委員から追加の発言をお願いいたします。

【加藤委員】

先ほどの障がいのある方々についての議論に関連して、もう1点取り組むべきこととして、見た目では分からない精神障がい、知的障がい、発達障害のある方々、あるいはメンタルヘルスの課題を抱える方々への焦点化を要望いたします。私たちは「障がい者」と聞くと、車椅子を利用されている方など肢体不自由の身体障がいの方々をイメージしがちであり、バリアフリーなどの物理的対応に目が行きがちです。しかし、実際には、身体的には健康であるけれども、精神的な疾患や脳の特性などにより、日常生活や対人コミュニケーションにおいて著しい困難と、深刻な生きづらさに直面している方々が非常に増えています。これらの方々は、周囲から理解されにくく、怠けているなどと誤解されることも多いため、地域社会の中で孤立を深め、極めて厳しい生活状況に置かれています。近年、NHKの番組でも、難聴や精神疾患、発達障害のある方々の苦悩が特集され、深く考えさせられました。また、学校の先生方の精神的疾患による休職の多さや、働き世代におけるうつ病などの増加も、深刻な課題です。これからのケアタウンの実現に向けては、身体障がいだけでなく、こうした見えにくい障がいや心の病のある方々にしっかりと焦点を当て、精神福祉の専門的なケアや、地域での温かい理解と見守り、相談体制の強化を、第5期計画の具体的な事業として強く打ち出していきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

【新保委員長】

加藤委員、極めて重要かつ今日的な見えにくい障がいやメンタルヘルス課題への焦点化のご提言をいただき、ありがとうございました。

本日、3つのテーマ「現状、目指す方向、取り組むべきこと」にわたり、委員の皆様から実務の経験や地域活動の実践、専門的な知見に基づく、極めて貴重で多角的なご意見、素晴らしいアイデアを多数いただくことができました。皆様からいただいたこれらの大切なご意見

は、事務局においてしっかりと整理・集約していただき、次回以降、計画の具体的な骨子案や施策体系を議論・検討していくための基礎資料として、十二分に反映・活用させていただきたいと存じます。以上をもちまして、議題(4)を終了いたします。大変活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

(5) その他

【新保委員長】

最後に、(5)その他を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局・福祉政策課】

(資料8により、今後のスケジュール説明)

【新保委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたスケジュールや今後の活動予定等について、ご質問等はございますでしょうか。(質問者なし)

特にないようですが、その他、事務局から何かございますか。

【事務局・福祉政策課】

特にございません。

9 閉 会

【新保委員長】

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりましたすべての議事を終了いたします。第1回目から非常に活発で、有意義な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもって本日の会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。